

○名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

平成18年3月31日

規則第107号

注 令和2年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年名古屋市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査部会の数)

第2条 名古屋市障害支援区分認定等審査会（以下「審査会」という。）に政令第8条第1項に規定する合議体として17の審査部会を置く。

(令8規則100・一部改正)

(所掌事務)

第3条 審査会は、政令第10条第2項に規定する障害支援区分に関する審査判定業務のほか、法第22条第1項に規定する支給要否決定及び法第51条の7第1項に規定する給付要否決定を行うに当たっての意見の陳述を行う。

(令8規則100・一部改正)

(審査部会の定数及び予備委員)

第4条 審査部会を構成する委員の定数は、5人とする。

2 審査会には、前項に規定する審査部会を構成する委員のほか85人以内の予備委員を置く。

(令8規則100・一部改正)

(部会長及び副部会長)

第5条 審査部会に政令第8条第2項に規定する長として部会長を置き、部会長が指名する副部会長1人を置く。

2 部会長は、審査部会を招集し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(庶務)

第6条 審査会の庶務（次項に規定する審査部会の庶務を除く。）は、健康福祉局障害福祉部障害者支援課において処理する。

2 審査部会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害者支援課及び区役所保健福祉センター福祉部福祉課において処理する。

(令8規則100・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(支給決定の申請)

第8条 法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給及び法第70条第1項に規定する療養介護医療費の支給を受けようとするときは、介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書に障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を添付して区長に提出しなければならない。ただし、受給者証の交付を受けていない障害者又は障害児の保護者が支給を受けようとするときは、受給者証の添付を要しない。

2 前項の申請書（障害者に係るものに限る。）を受け付けた区長は、必要に応じて、法第21条第1項の規定による障害支援区分の認定を行い、障害支援区分を認定したときは障害支援区分認定通知書を、認定しなかったときは障害支援区分認定非該当通知書を速やかに申請者に交付する。

3 第1項の申請書を受け付けた区長は、法第22条第1項の規定による支給要否決定を行い、申請の全部又は一部を承認したときは介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給決定等通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書、受給者証及び療養介護医療受給者証（療養介護医療費の支給の決定をしたときに限る。）を、承認しなかったときは却下決定通知書を速やかに申請者に交付する。

(支給決定の取消し)

第9条 区長は、法第25条第1項の規定により支給決定を取り消したときは、支給決定等取消通知書により支給決定障害者等（法第5条第24項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

(令7規則102・一部改正)

(申請内容の変更の届出)

第10条 政令第15条の規定による届出は、申請内容変更届出書により行うものとする。

(利用者負担額減額・免除等の申請)

第11条 法第29条第3項の規定による利用者負担額の減額又は免除及び法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給を受けようとするときは、介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書に受給者証を添付して区長に提出しなければならない。この場合において、法第70条第1項に規定する療養介護医療費の支給を受けている障害者が法第29条第3項の規定による利用者負担額の減額又は免除を受けようとするとき及び法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費（共同生活援助に係るものを除く。）の支給を受けようとするときは、併せて収入申告書を提出しなければならない。

2 前項の申請書を受け付けた区長は、申請の全部又は一部を承認したときは介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給決定等通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書を、承認しなかったときは却下決定通知書を速やかに申請者に交付する。

(特例介護給付費の額等)

第12条 法第30条第3項に規定する特例介護給付費及び特例訓練等給付費の額は、同項の規定により市町村が当該額を定める際の基準とされている額とする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、別に定める額とすることができる。

(介護給付費等の額の特例)

第13条 支給決定障害者等について、次の表の左欄に掲げる事由があるときは、それぞれ同表の中欄に定める期間について、右欄に定める額を法第31条に規定する市町村が定める額（以下「介護給付費等の額の特例」という。）とする。ただし、同表の2以上の項に該当する場合においては、これらの項に同表1の項が含まれるときは同項のみに、同項が含まれないときは同表3の項のみに該当するものとする。

番号	事由		期間	額
1	介護給付費等の額の特例の適用を受けようとする支給決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持す	全壊、全焼、流失その他これらに類する被害	被害を受けた日の属する月の翌月から6月以内の期間（介護給付費等の額の特例の適用を受けた者が生活保護法	0

	る者（以下「主たる生計維持者」という。）の居住する住宅又はその所有する家財その他の財産が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けたこと。		（昭和25年法律第144号）による保護を受けている期間（保護を開始した日の属する月を含み、停止又は廃止した日の属する月を除く。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている期間（支援給付を開始した日の属する月を含み、停止又は廃止した日の属する月を除く。）を除く。以下この表において同じ。）	
	半壊、半焼その他これらに類する被害	被害を受けた日の属する月の翌月から6月以内の期間		法第29条第3項第2号又は法第30条第3項の政令で定める額の2分の1に相当する額（当該政令で定める額の2分の1に相当する額が法第29条第3

			項第1号又は 法第30条第3 項第1号若し くは第2号に 掲げる額の 100分の5に 相当する額を 超えるとき は、当該相当 する額)
2	主たる生計維持者の心身の重大な障害若しくは申請の日の属する月の 長期間の入院、事業若しくは業務の休廃止、事業翌月から6月以内の期 業における著しい損失、失業又は干ばつ、冷害、間 凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これ らに類する理由（以下「収入減少理由」という。） により、主たる生計維持者の当該年（収入減少 理由の生じた日の属する年（収入減少理由の生 じた日が1月から3月までの間である場合にあ っては、その前年）をいう。以下この表におい て同じ。）の所得について算定した地方税法（昭 和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規 定する合計所得金額（以下「合計所得金額」と いう。）の見込額（以下「当該年合計所得見込 額」という。）が前年（当該年の前年をいう。） の所得について算定した合計所得金額（以下「前 年合計所得金額」という。）に比し2分の1以下 に減少し、又はその者の翌年（当該年の翌年を いう。）の所得について算定した合計所得金額 の見込額（以下「翌年合計所得見込額」という。） が当該年合計所得見込額に比し2分の1以下に 減少し、かつ、次の各号のいずれにも該当する		法第29条第3 項第2号又は 法第30条第3 項の政令で定 める額の2分 の1に相当す る額（当該政 令で定める額 の2分の1に 相当する額が 法第29条第3 項第1号又は 法第30条第3 項第1号若し くは第2号に 掲げる額の 100分の5に 相当する額を 超えるとき は、当該相当 する額)

	こと。 (1) 介護給付費等の額の特例の適用を受けようとする支給決定障害者等の前年合計所得金額が135万円以下であること。 (2) 主たる生計維持者の前年合計所得金額が169万円（主たる生計維持者が収入減少理由の生じた日において支給決定障害者等であるときは135万円）以下であること。 (3) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額が110万円以下であること。 ア 主たる生計維持者の当該年合計所得見込額が前年合計所得金額に比し2分の1以下に減少する場合（イに該当する場合を除く。） 介護給付費等の額の特例の適用を受けようとする支給決定障害者等の属する世帯の世帯主及び世帯員（以下この表において「全世帯員」という。）の当該年合計所得見込額の合算額 イ 主たる生計維持者の翌年合計所得見込額が当該年合計所得見込額に比し2分の1以下に減少する場合 全世帯員の翌年合計所得見込額の合算額		
3	主たる生計維持者が死亡した場合であって、2の項第1号及び第2号に該当し、かつ、全世帯員（当該主たる生計維持者を除く。）の当該年合計所得見込額の合算額が110万円以下であること。		

2 介護給付費等の額の特例は、前項の表の中欄に定める期間内に支給の申請があった介護給付費等について適用する。

3 第1項の表2の項又は3の項の規定に該当することにより介護給付費等の額の特例の適用を受けた者は、当該適用に係る収入減少理由が生じた日又は主たる生計維持者の死亡

の日から1年を経過しない間において生じた別の収入減少理由又は主たる生計維持者の死亡に係る事由により介護給付費等の額の特例の適用を受けることができない。

- 4 第1項の表2の項又は3の項の規定に該当することによる介護給付費等の額の特例の適用には、条件を付することができる。

(令3規則86・一部改正)

(介護給付費等の額の特例の申請)

第14条 条例第4条第2項に規定する申請書は、介護給付費等利用者負担額特例減額・免除申請書とし、区長に提出するものとする。

- 2 前条第1項の表2の項又は3の項に該当することによる介護給付費等の額の特例の適用に係る申請は、収入減少理由の生じた日又は主たる生計維持者の死亡の日から6月以内に行わなければならない。

- 3 第1項の申請書を受け付けた区長は、申請を承認したときは介護給付費等利用者負担額特例減額・免除認定証を申請者に交付する。

(介護給付費等の額の特例の取消し)

第15条 区長は、介護給付費等の額の特例の適用を受けた者が次のいずれかに該当すると認められる場合においては、介護給付費等の額の特例の適用を取り消すことができる。

- (1) 介護給付費等の額の特例の適用を受けた者又はその属する世帯の世帯主及び世帯員の収入その他の事情が変化したため、当該特例の適用を行う必要がなくなったとき。
- (2) 介護給付費等の額の特例の申請に際し、偽りその他不正の行為があったとき。

(地域相談支援給付決定の申請)

第15条の2 法第51条の5第1項に規定する地域相談支援給付費等の支給を受けようとするときは、介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書に地域相談支援受給者証を添付して区長に提出しなければならない。ただし、地域相談支援受給者証の交付を受けていない障害者が支給を受けようとするときは、地域相談支援受給者証の添付を要しない。

- 2 前項の申請書を受け付けた区長は、法第51条の7第1項の規定による給付要否決定を行い、申請の全部又は一部を承認したときは介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給決定等通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書及び地域相談支援受給者証を、承認しなかったときは却下決定通知書を速やかに申請者に交付する。

(地域相談支援給付決定の取消し)

第16条 区長は、法第51条の10第1項の規定により地域相談支援給付決定を取り消したときは、支給決定等取消通知書により地域相談支援給付決定障害者（法第5条第24項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。）に通知するものとする。

（令7規則102・一部改正）

（申請内容の変更の届出）

第16条の2 政令第26条の7の規定による届出は、申請内容変更届出書により行うものとする。

（計画相談支援給付費等の支給申請）

第16条の3 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費の支給又は法第51条の18第1項に規定する特例計画相談支援給付費の支給を受けようとするときは、計画相談支援給付費支給申請書に受給者証又は地域相談支援受給者証を添付して、区長に提出しなければならない。ただし、受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けていない障害者又は障害児の保護者が支給を受けようとするときは、受給者証又は地域相談支援受給者証の添付を要しない。

2 前項の申請書を受け付けた区長は、支給の要否の決定を行い、その旨を計画相談支援給付費支給（不支給）決定通知書により速やかに申請者に通知する。

（支給認定の申請）

第17条 法第53条第1項又は第56条第1項の規定により、支給認定又は支給認定の変更を受けようとするときは、自立支援医療費支給認定申請書（新規・再認定・変更）に自立支援医療受給者証を添付して区長（政令第1条の2第1号又は第3号に規定する育成医療又は精神通院医療にあっては、区長を経由して市長）に提出しなければならない。ただし、自立支援医療受給者証の交付を受けていない障害者又は障害児の保護者が支給認定を受けようとするときは、自立支援医療受給者証の添付を要しない。

2 前項の申請書を受け付けた区長又は市長は、申請を承認したときは自立支援医療受給者証を、承認しなかったときは自立支援医療費却下決定通知書を速やかに申請者に交付する。

（補装具費の支給申請）

第17条の2 法第76条第1項に規定する補装具費の支給を受けようとするときは、補装具費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を受け付けた区長は、申請の全部又は一部を承認したときは補装具費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書及び補装具費支給券を、承認しなかったときは補装具費却下決定通知書を速やかに申請者に交付する。

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第17条の3 法第76条の2第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとするときは、高額障害福祉サービス等給付費支給申請書に受給者証を添付して、区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を受け付けた区長は、支給の要否の決定を行い、その旨を高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書により速やかに申請者に通知する。

(身分証明書)

第18条 法第20条第2項又は第3項（法第24条第3項、法第51条の6第2項及び法第51条の9第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により調査を行う者は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(過料)

第19条 条例第5条から第7条までの規定により過料を科する場合には、区長は、自立支援給付過料決定通知書を発し、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）に定める納入通知書により徴収する。

(様式)

第20条 本市が行う自立支援給付に用いる申請書その他の諸様式は、次に定めるところによる。

- (1) 介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 第1号様式
- (2) 障害福祉サービス受給者証（Ⅰ） 第2号様式
- (2)の2 障害福祉サービス受給者証（Ⅱ） 第2号様式の2
- (3) 障害福祉サービス受給者証（事業者記入欄別冊） 第3号様式
- (4) 障害支援区分認定通知書 第4号様式
- (5) 障害支援区分認定非該当通知書 第5号様式
- (6) 介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給決定等通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書 第6号様式
- (6)の2 療養介護医療受給者証 第6号様式の2
- (7) 却下決定通知書 第7号様式
- (8) 支給決定等取消通知書 第8号様式
- (9) 申請内容変更届出書 第9号様式
- (10) 収入申告書 第10号様式

- (11) 介護給付費等利用者負担額特例減額・免除申請書 第11号様式
 - (12) 介護給付費等利用者負担額特例減額・免除認定証 第12号様式
 - (12)の2 地域相談支援受給者証 第12号様式の2
 - (12)の3 地域相談支援受給者証（一般相談支援事業者記載欄別冊） 第12号様式の3
 - (13) 計画相談支援給付費支給申請書 第13号様式
 - (14) 計画相談支援給付費支給（不支給）決定通知書 第14号様式
 - (15) 自立支援医療費支給認定申請書（新規・再認定・変更）（育成医療用） 第15号様式
 - (16) 自立支援医療費支給認定申請書（新規・再認定・変更）（更生医療用） 第16号様式
 - (17) 自立支援医療費支給認定申請書（新規・再認定・変更）（精神通院医療用） 第17号様式
 - (18) 自立支援医療受給者証（育成医療用） 第18号様式
 - (19) 自立支援医療受給者証（更生医療用） 第19号様式
 - (20) 自立支援医療受給者証（精神通院医療用） 第20号様式
 - (21) 自立支援医療費却下決定通知書 第21号様式
 - (21)の2 補装具費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 第21号様式の2
 - (21)の3 補装具費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書 第21号様式の3
 - (21)の4 補装具費支給券 第21号様式の4
 - (21)の4の2 補装具費支給券 第21号様式の4の2
 - (21)の4の3 補装具費支給券 第21号様式の4の3
 - (21)の5 補装具費却下決定通知書 第21号様式の5
 - (21)の6 政令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書 第21号様式の6
 - (21)の6の2 政令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書 第21号様式の6の2
 - (21)の7 高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書 第21号様式の7
 - (22) 自立支援給付過料決定通知書 第22号様式
- （令8規則70・一部改正）
- （委任）

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第165号）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者自立支援法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、この規則による改正後の名古屋市障害者自立支援法施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成19年規則第40号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者自立支援法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、この規則による改正後の名古屋市障害者自立支援法施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（平成19年規則第97号）抄

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者自立支援法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市障害者自立支援法施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（平成20年規則第49号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第102号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者自立支援法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市障害者自立支援法施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有

する。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書、届出書及び申告書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則（平成21年規則第77号）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者自立支援法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申告書は、この規則による改正後の名古屋市障害者自立支援法施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書等は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則（平成22年規則第66号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者自立支援法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であつて、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市障害者自立支援法施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成23年規則第78号）

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者自立支援法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市障害者自立支援法施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（平成24年規則第80号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者自立支援法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であつて、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市障害者自立支援法施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則（平成25年規則第33号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者自立支援法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であつて、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成26年規則第23号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であつて、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規

定に基づいて提出されたものとみなす。

- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成26年規則第85号）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（平成26年規則第111号）

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（平成27年規則第104号）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている届、申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成28年規則第37号）抄

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第42号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会

生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成30年規則第70号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第20号様式（裏）注意事項の改正規定は、平成30年5月7日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書及び支給券は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和元年規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第24号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、同条の規定による改

正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和2年規則第94号）

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和2年規則第123号）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年規則第48号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されて

いる用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和３年規則第86号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、令和２年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日から令和３年３月31日までの間において、新規則第13条第１項の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった場合における同項の規定の適用については、同表中「に規定する合計所得金額（とあるのは「に規定する合計所得金額（令和元年12月31日において適用されていた所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令で定めるところにより算定したものをいう。」と、「135万円」とあるのは「125万円」と、「169万円」とあるのは「159万円」と、「110万円」とあるのは「100万円」とする。

附 則（令和６年規則第103号）抄

- 1 この規則は、令和６年12月２日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第２条の規定による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、同条の規定による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和６年厚生労働省令第119号）第３条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第６条の規定により被保険者証等の交付を受けている世帯主が施行日以後に当該被保険者証等を返還する場合における当該返還に関する職務は、当該世帯主が現に有する住所（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の２の規定の適用がある世帯主にあつては、本市の区域内において最後に有していた住所）の区域を所管する区長が行うものとする。
- 7 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている届、申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 8 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されて

いる用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 7 年規則第 68 号）抄

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 3 この規則の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づいて交付されている認定証であって、現に効力を有するものは、同条の規定による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 6 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 7 年規則第 102 号）

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第 1 号様式の改正規定（「80 万円」を「809,000 円」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 8 年規則第 70 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力

を有する。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（令和 8 年規則第100号）

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 1 号様式の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

第1号様式
(表)

介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市 区長

次のとおり申請します。

なお、必要な場合は、名古屋市において市民税等に関する課税資料(必要に応じ世帯分を含む。)及び生活保護受給状況について確認されることに同意します。

申請者	フリガナ氏名			生年月日		
	個人番号					
	居住地			電話番号		
支給申請に 係る児童	フリガナ氏名			生年月日		
	個人番号			続柄		
	身体障害者手帳番号	愛護手帳番号			精神障害者保健福祉手帳番号	
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援のサービスを申請する者に限る。)						有・無
被保険者記号及び番号				保険者名及び番号		
サービス利用の 状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護 1 2 3 4 5	
利用中のサービスの種類と内容等						
申請するサービス	区分	サービスの種類				申請に係る 具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費			
	訪問系・その他	☐ 居宅介護	☐ 就労定着支援			
		☐ 重度訪問介護	☐ 自立生活援助			
		☐ 同行援護				
		☐ 行動援護				
		☐ 短期入所				
		☐ 重度障害者等包括支援				
	日中活動系・就労系	☐ 療養介護	☐ 自立訓練(機能訓練)			
		☐ 生活介護	☐ 自立訓練(生活訓練)			
			☐ 宿泊型自立訓練			
			☐ 就労選択支援			
			☐ 就労移行支援			
		☐ 就労移行支援(養成施設)				
		☐ 就労継続支援(A型)				
		☐ 就労継続支援(B型)				
居住系	☐ 施設入所支援	☐ 共同生活援助(グループホーム)				
地域相談支援	☐ 地域移行支援					
	☐ 地域定着支援					

(裏)

主治医	氏 名		医 療 機 関 名	
	所 在 地	電話番号		

次のとおり利用者負担額の減免を申請します。

申請 する 減 免 の 種 類	☐ 1 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します(当てはまるものに○をつけてください。いずれにも当てはまらない場合は空欄としてください。) (1) 生活保護受給世帯 (2) 市民税非課税世帯に属する者であって、療養介護を利用しないもの (3) 市民税非課税世帯に属する者であって、療養介護を利用するもののうち、次のア又はイに該当するもの ア 合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が826,500円以下のもの イ 合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が826,500円を超えるもの (4) 市民税課税世帯に属する者であって、次のア又はイに該当するもの ア 在宅において生活する者であって、世帯の市民税所得割額の合計額が16万円未満のもの イ 児童又は20歳未満の施設入所者であって、世帯の市民税所得割額の合計額が28万円未満のもの
	☐ 2 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。 (20歳以上の場合) (20歳未満の場合) (1) 療養介護を利用する者であること(年齢 歳)。 (1) 療養介護を利用する者であること(年齢 歳)。 (2) 市民税非課税世帯に属する者であること。
	☐ 3 施設入所者に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(人所施設の食費等軽減措置) 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (20歳以上の場合) (20歳未満の場合) (1) 施設入所者であること(年齢 歳)。 (1) 施設入所者であること(年齢 歳)。 (2) 生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯に属する者であること。
	☐ 4 共同生活援助(グループホーム)の利用者に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(家賃軽減措置) 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (1) 共同生活援助(グループホーム)の利用者であること。 (2) 生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯に属する者であること。
	☐ 5 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置・特例補足給付)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □特例補足給付)を申請します。

- 注 1 該当する□の中にレ印をつけてください。
2 18歳以上(施設入所者(障害者支援施設に入所している者をいいます。))の場合にあっては、20歳以上)の障害者の世帯範囲は、障害者及びその者と同一の世帯に属する配偶者です。
3 主治医の欄は、介護給付費を申請する場合に記入してください。
4 いずれも事実関係を確認できる書類を添えてください。

- 備考 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を必要とする状態にある者が申請する場合の申請書の様式は、この様式を準用する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式

(一)			(二)		(三)	
障害福祉サービス受給者証(1)			介護給付費の支給決定内容		サービス種別	
受給者証番号			障害支援区分		支給決定期間	
支給決定障害者等	居住地		認定有効期間		支給量等	
	フリガナ		サービス種別		サービス種別	
	氏名		支給決定期間		支給決定期間	
	生年月日		支給量等		支給量等	
	フリガナ		サービス種別		支給決定期間	
児童	氏名		支給決定期間		支給量等	
	生年月日		サービス種別		支給決定期間	
障害種別			支給決定期間		支給量等	
交付年月日			支給量等		(予備欄)	
支給市町村名 及 び 印			名古屋 市 印			

備考 各面の大きさは、縦12.8センチメートル、横9.1センチメートルとする。

(四)		(五)			(六)		
訓練等給付費の支給決定内容		支給量変更の記載欄(1)			支給量変更の記載欄(2)		
サービス種別		介護給付費の種類	変更後の支給量	認印	訓練等給付費の種類	変更後の支給量	認印
支給決定期間							
支給量等		変更年月日	年 月 日		変更年月日	年 月 日	
サービス種別							
支給決定期間		変更年月日	年 月 日		変更年月日	年 月 日	
支給量等					(予備欄)		
サービス種別		変更年月日	年 月 日				
支給決定期間							
支給量等		変更年月日	年 月 日				
(予備欄)							
問い合わせ先							

(七)	(八)
注 意 事 項 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 障害福祉サービス受給者証(Ⅱ)(以下「受給者証(Ⅱ)」という。)及び障害福祉サービス受給者証(事業者記入欄別冊)については、この証と一体を成すものですので、取り扱いはご注意ください。 3 指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスを受けようとするときは、必ずこの証を指定障害福祉サービス事業者等、基準該当事業所又は基準該当施設に提示してください。 4 療養介護を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者資格が確認できるもの及び療養介護医療受給者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。 5 指定障害福祉サービス等を受けるときに支払う金額は、受給者証(Ⅱ)の(三)面の負担上限月額欄に記載された金額(当該金額が指定障害福祉サービス等に要した費用(食費、光熱水費等(以下「食費等」という。))を除く。))の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額が1月当たりの上限になります(個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)。また、食費等について、特定障害者特別給付費欄の支給内容に記載する額を上限として支給します。 なお、基準該当障害福祉サービスを受ける場合等は、この証を交付した社会福祉事務所の窓口にお問い合わせください。 6 受給者証(Ⅱ)の負担上限月額及び特定障害者特別給付費については、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を社会福祉事務所に提出してください。	7 支給決定期間を経過したときは、介護給付費等の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、社会福祉事務所にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。 8 支給量の変更をする必要がある場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類の指定障害福祉サービス等を受ける必要がある場合は、社会福祉事務所に支給申請をしてください(サービスの種類によっては、障害支援区分の認定を受ける必要があります。) 9 この証の(一)面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、社会福祉事務所にその旨を届け出てください。 10 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した社会福祉事務所にご連絡、ご相談ください。 また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した社会福祉事務所に届け出てください。 11 この証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、失ったこの証を発見したときは、速やかに、社会福祉事務所に返してください。 12 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を社会福祉事務所に返してください。 13 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 14 支給決定内容欄に記載されていない指定障害福祉サービス等については、介護給付費等の支給は受けられません。

第2号様式の2

(一)			(二)		(三)	
障害福祉サービス受給者証(Ⅱ)			計画相談支援給付費の支給内容		利用者負担に関する事項	
受給者証番号			支 給 期 間		負 担 上 限 月 額	
支給決定障害者等	居 住 地		指定特定相談支援事業所名		適 用 期 間	
	フリガナ		モニタリング期間		変更前の負担上限月額	
	氏 名		開 始 年 月 日		変更前の適用期間	
	生年月日		特定障害者特別給付費の支給内容			
児 童	フリガナ		支 給 額		利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
	氏 名		適 用 期 間		利用者負担上限額管理事業所名	
	生年月日		変更前の支給額		開 始 年 月 日	
障 害 種 別			変更前の適用期間		特記事項欄	
交 付 年 月 日			(予備欄)		問い合わせ先	
支給市町村名及び印		名古屋市印				

備考 各面の大きさは、縦12.8センチメートル、横9.1センチメートルとする。

(四)	(五)	(六)
(予備欄)	注 意 事 項 - この証は、各面をよく読んで大切に持ってください。 - 障害福祉サービス受給者証(Ⅰ)(以下「受給者証(Ⅰ)」という。)及び障害福祉サービス受給者証(事業者記入欄別冊)については、この証と一体を成すものですので、取り扱いにはご注意ください。 - 指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスを受けようとするときは、必ずこの証を指定障害福祉サービス事業者等、基準該当事業所又は基準該当施設に提示してください。 - 療養介護を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者資格が確認できるもの及び療養介護医療受給者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。 - 指定障害福祉サービス等を受けるときに支払う金額は、(三)面の負担上限月額欄に記載された金額(当該金額が指定障害福祉サービス等に要した費用(食費、光熱水費等(以下「食費等」という。)を除く。)の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額)が1月当たりの上限になります(個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)。また、食費等について、特定障害者特別給付費欄の支給内容に記載する額を上限として支給します。 なお、基準該当障害福祉サービスを受ける場合等は、この証を交付した社会福祉事務所の窓口にお問い合わせください。 - 負担上限月額及び特定障害者特別給付費については、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を社会福祉事務所に提出してください。	- 受給者証(Ⅰ)の支給決定期間を経過したときは、介護給付費等の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、社会福祉事務所にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。 - 受給者証(Ⅰ)の支給量の変更をする必要がある場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類の指定障害福祉サービス等を受ける必要がある場合は、社会福祉事務所に支給申請をしてください(サービスの種類によっては、障害支援区分の認定を受ける必要があります。))。 - この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、社会福祉事務所にその旨を届け出てください。 - 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した社会福祉事務所に連絡、ご相談ください。 また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した社会福祉事務所に届け出てください。 - この証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、失ったこの証を発見したときは、速やかに、社会福祉事務所に返してください。 - 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を社会福祉事務所に返してください。 - 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 - 支給決定内容欄に記載されていない指定障害福祉サービス等については、介護給付費等の支給は受けられません。

第3号様式

(一)		
障害福祉サービス受給者証 (事業者記入欄 別冊)		
受給者証番号		
支給決定障害者等	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
児	フリガナ	
	氏 名	
童	生年月日	
	障 害 種 別	
交 付 年 月 日		
支給市町村名及び 印		名古屋 市 国
問 合 せ 先		

(二)			
訪問系サービス事業者記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認欄
	契約支給量	月 時間 分	
	契約 日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認欄
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認欄
	契約支給量	月 時間 分	
	契約 日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認欄
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認欄
	契約支給量	月 時間 分	
	契約 日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認欄
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(三)				
短期入所事業者実績記入欄				
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計
		年 月 日から		
		年 月 日まで		
		年 月 日から		
		年 月 日まで		
		年 月 日から		
		年 月 日まで		
		年 月 日から		
		年 月 日まで		
		年 月 日から		
		年 月 日まで		
		年 月 日から		
		年 月 日まで		
		年 月 日から		
		年 月 日まで		
		年 月 日から		
		年 月 日まで		

備考 各面の大きさは、縦12.8センチメートル、横9.1センチメートルとする。

(四)				(五)				(六)			
生活介護・自立訓練・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援事業者記入欄				療養介護・共同生活援助・施設入所支援事業者記入欄				就労定着支援・自立生活援助事業者記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	事業者確認欄	番号	事業者及びその事業所の名称	入所(居)日・退所(居)日	事業者確認欄	番号	事業者及びその事業所の名称	利用開始日・利用終了日	事業者確認欄
	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	事業者確認欄			入所(居)日 年 月 日				契約日 年 月 日	
	契約支給量	日				退所(居)日 年 月 日				サービス提供終了日 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認欄			入所(居)日 年 月 日				契約日 年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量					退所(居)日 年 月 日				サービス提供終了日 年 月 日	
	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	事業者確認欄			入所(居)日 年 月 日				契約日 年 月 日	
	契約支給量	日				退所(居)日 年 月 日				サービス提供終了日 年 月 日	
	契約日	年 月 日				入所(居)日 年 月 日				契約日 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認欄			退所(居)日 年 月 日				サービス提供終了日 年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量					入所(居)日 年 月 日				契約日 年 月 日	
	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	事業者確認欄			退所(居)日 年 月 日				サービス提供終了日 年 月 日	
	契約支給量	日				入所(居)日 年 月 日				契約日 年 月 日	
	契約日	年 月 日				退所(居)日 年 月 日				サービス提供終了日 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認欄			入所(居)日 年 月 日				契約日 年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量					退所(居)日 年 月 日				サービス提供終了日 年 月 日	

第4号様式

障害支援区分認定通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 印

年 月 日付で申請のありました介護給付費・訓練等給付費支給申請に係る障害支援区分の認定について、名古屋市障害支援区分認定等審査会の審査判定の結果に基づき、次のとおり認定し、通知します。

受 付 番 号	
申 請 者 氏 名	
障 害 支 援 区 分	
認 定 の 有 効 期 間	
認 定 の 理 由	

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式

障害支援区分認定非該当通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 印

年 月 日付で申請のありました介護給付費・訓練等給付費支給申請に係る障害支援区分の認定について、名古屋市障害支援区分認定等審査会の審査判定の結果に基づき、次のとおり非該当と認定し通知します。

受 付 番 号	
申 請 者 氏 名	
非 該 当 の 理 由	

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第6号様式

介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給決定等通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 印

年 月 日付けで申請のありました介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費の支給及び利用者負担額減額・免除等について、次のとおり決定し、受給者証(地域相談支援受給者証)を交付しますので通知します。

受給者証番号		支給決定等障害者(保護者)氏名	
支給決定等年月日		支給決定に係る児童氏名	
障害支援区分		障害支援区分の有効期間	
利用者負担上限月額		左の上限月額の適用期間	
特定障害者特別給付費		左の給付費の適用期間	

支給決定等の内容	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間

療養介護医療	公費負担者番号		公費受給者番号	
	療養介護の自己負担上限額		食事療養の自己負担上限額	
	上限額の適用期間			

- 備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第6号様式の2

(表)

療養介護医療受給者証									
公費負担者番号									
公費受給者番号									
支給決定障害者	居 住 地								
	フリガナ							生年月日	
	氏 名								
	被保険者記号 及 び 番 号					保険者名 及び番号			
	負 担 上 限 月 額		療養介護医療(食事療養(生活療養)を除く。)			月額		円	
		食事療養(生活療養)			月額		円		
適 用 期 間									
交 付 年 月 日									
支 給 市 町 村 名 及 び 印		名 古 屋 市 印							

(裏)

注 意 事 項	
1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 療養介護を受けようとするときは、必ずこの証に障害福祉サービス受給者証及び医療保険の被保険者資格が確認できるものを添えて、指定療養介護事業所に提示してください。 3 療養介護医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります(※医療型個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)。 4 療養介護医療の負担上限月額は毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を社会福祉事務所に提出してください。 5 療養介護に係る介護給付費の支給決定期間を経過したときは、療養介護医療費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に社会福祉事務所にこの証を添えて、療養介護に係る介護給付費の支給の再申請をしてください。 6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、社会福祉事務所にその旨を届け出てください。 7 支給決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した社会福祉事務所にご連絡、ご相談ください。 また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した社会福祉事務所に届け出てください。 8 この証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、失ったこの証を発見したときは、速やかに、社会福祉事務所に返してください。 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を社会福祉事務所に返してください。 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。	

備考 用紙の大きさは、縦12.8センチメートル、横9.1センチメートルとする。

第7号様式

却下決定通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 印

年 月 日付で申請のありました介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費の支給及び利用者負担額減額・免除等については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第8号様式

支給決定等取消通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第25条第1項 第51条の10第1項 の
規定により、下記のとおり 支給決定 地域相談支援給付決定 を取り消しましたので通知します。

記

受給者証番号		支給決定等障害者 (保護者) 氏名	
取消日		支給決定に係る 児童 氏 名	
取消理由			
返還先 返還期限	を に返還してください。		

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第9号様式

申請内容変更届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市 区長

次のとおり、変更がありましたので届け出ます。

支 給 決 定 等 障 害 者 (保 護 者)	フリガナ		生 年 月 日	
	氏 名			
	個人番号			
居 住 地		電 話 番 号		
支 給 受 給 児 童	フリガナ		続 柄	
	氏 名		生 年 月 日	
	個人番号			

変 更 事 項 (当 て は ま る も の に ○ を つ け て く だ さ い 。)	支 給 決 定 等 障 害 者 (保 護 者) に 関 す る こ と	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	利 用 者 で あ る 児 童 に 関 す る こ と	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄
	そ の 他	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

注 いずれも事実関係を確認できる書類を添えてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(あて先)名古屋市 区長

収入の状況について下記のとおり申告します。

なお、必要な場合は名古屋市において市民税等に関する課税資料(必要に応じ世帯分を含む。)及び下記手当の受給状況について確認されることに同意します。

申告者

申告者	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	居住地	電話		
フリガナ	児童氏名		生年月日	
			申告者との関係	

記

申告者の収入の状況について

(1) 収入の状況

	種 類	収入額(年額)
稼 得 等 収 入	①障害年金等	円
	②特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当	円
	工賃等収入	円
	その他の収入	円
そ の 他 収 入	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入	円

(2) 必要経費

種 類	内 容	金額(年額)
租 税		円
社会保険料		円

(記入上の注意)

- 1 「負担上限月額に関する認定」についてのみ申請する場合は、(1)収入の状況の①②を記入するだけで、その他の欄には記入する必要はありません。
- 2 証明書等があるものは、この申告書に必ず添えて提出してください。
- 3 不実の申告を行うと、関係法令により処罰される場合があります。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第11号様式

介護給付費等利用者負担額特例減額・免除申請書

年 月 日

(あて先)名古屋市 区長

次のとおり、関係書類を添えて、介護給付費等の額の特例としての利用者負担額に係る減額・免除を申請します。

なお、必要な場合は、名古屋市において市民税等に関する課税資料(必要に応じ世帯分を含む。)について確認されることに同意します。

フリガナ		受給者証番号	
支給決定障害者 (保護者)氏名		生年月日	
居住地			
利用者負担額 特例減額・免除 申請理由			
申請書提出者	☐ 障害者本人 ☐ 本人以外(下欄に記入してください。)		
氏名		申請者との関係	
住所			

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第12号様式

(表)

		介護給付費等 利用者負担額特例減額・免除認定証	
交付年月日		年	月 日
受給者	受給者証番号		
	居住地		
	フリガナ氏名		
	生年月日	年 月 日	
	適用年月日	年 月 日から	
	有効期限	年 月 日まで	
減額・免除認定事項		給付率 (上限月額)	／100 円)
市町村名及び印		名古屋市 印	

(裏)

注意事項
一 指定障害福祉サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
二 指定障害福祉サービスを受けるときに支払う金額は、指定障害福祉サービスに要する費用(食費等を除く)から指定障害福祉サービスに要する費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。ただし、「上限月額」に記載された金額が一月あたりの上限額になります。
三 受給者の資格がなくなつたとき、減額・免除の認定の要件に該当しなくなつたとき、又は減額・免除の認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を居住地の区役所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、居住地の区役所にその旨を届け出てください。
五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

備考 用紙の大きさは、縦12.8センチメートル、横9.1センチメートルとする。

第12号様式の2

(一)			(二)		(三)	
地域相談支援受給者証			地域相談支援給付費の給付決定内容		計画相談支援給付費の支給内容	
受給者証番号			地域相談支援の種類		支給期間	
地域相談支援給付決定障害者	居住地		地域相談支援給付量等		指定特定相談支援事業所名	
	フリガナ		地域相談支援給付決定期間		モニタリング期間	
	氏名		地域相談支援の種類		開始年月日	
	生年月日		地域相談支援給付量等		(予備欄)	
障害種別			地域相談支援給付決定期間		問い合わせ先	
交付年月日			(予備欄)			
支給市町村名及び印		名古屋市印				

備考 各面の大きさは、縦12.8センチメートル、横9.1センチメートルとする。

(四)	(五)	(六)
(予備欄)	(予備欄)	注 意 事 項 - この証は、各面をよく読んで大切に持ってください。 - 地域相談支援受給者証(一般相談支援事業者記載欄別冊)については、この証と一体を成すものですので、取り扱いにはご注意ください。 - 指定地域相談支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定一般相談支援事業者に提示してください。 - 給付決定期間を経過したときは、地域相談支援給付費の給付を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、社会福祉事務所にこの証を添えて、給付の再申請をしてください。 - この証の(一)面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて社会福祉事務所にその旨を届け出てください。 - 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した社会福祉事務所にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した社会福祉事務所に届け出てください。 - この証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、失ったこの証を発見したときは、速やかに、社会福祉事務所に返してください。 - 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を社会福祉事務所に返してください。 - 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 - 給付決定内容欄に記載されていない地域相談支援については、地域相談支援給付費の給付は受けられません。

第12号様式の3

(一) 地域相談支援受給者証 (一般相談支援事業者記載欄 別冊)			(二) 一般相談支援事業者記載欄 地域移行支援			(三) 一般相談支援事業者記載欄 地域定着支援		
受給者証番号			事業者及びその 事業所の名称	契 約 日 サービス提供終了日	事業者確 認 欄	事業者及びその 事業所の名称	契 約 日 サービス提供終了日	事業者確 認 欄
地域 相談 支援 給付 決定 障害 者	居 住 地			契約日 年 月 日			契約日 年 月 日	
	フリガナ			サービス提供終了日 年 月 日			サービス提供終了日 年 月 日	
	氏 名			契約日 年 月 日			契約日 年 月 日	
	生年月日			サービス提供終了日 年 月 日			サービス提供終了日 年 月 日	
障 害 種 別			(予備欄)			(予備欄)		
交 付 年 月 日								
支給市町村名 及 び 印		名古屋 市 印				問 い 合 わ せ 先		

備考 各面の大きさは、縦12.8センチメートル、横9.1センチメートルとする。

(四)	(五)	(六)
(予備欄)	(予備欄)	注 意 事 項
		1 この証は、各面をよく読んで大切に持ってください。 2 地域相談支援受給者証については、この証と一体を成すものですので、取り扱いにはご注意ください。 3 指定地域相談支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定一般相談支援事業者に提示してください。 4 地域相談支援受給者証(二)面の給付決定期間を経過したときは、地域相談支援給付費の給付を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、社会福祉事務所にこの証を添えて、給付の再申請をしてください。 5 この証の(一)面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて社会福祉事務所にその旨を届け出てください。 6 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した社会福祉事務所にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した社会福祉事務所に届け出てください。 7 この証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、失ったこの証を発見したときは、速やかに、社会福祉事務所に戻してください。 8 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を社会福祉事務所に戻してください。 9 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 10 地域相談支援受給者証(二)面の給付決定内容欄に記載されていない地域相談支援については、地域相談支援給付費の給付は受けられません。

第13号様式

計画相談支援給付費支給申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市区長

次のとおり申請します。

受給者証番号									
申請者	フリガナ					生年月日			
	氏名								
	個人番号								
	居住地	電話番号							
申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)								
	フリガナ					申請者との関係			
	氏名								
	住所	電話番号							
申請に係る児童	フリガナ					生年月日			
	氏名								
	個人番号					続柄			

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第14号様式

計画相談支援給付費支給(不支給)決定通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 印

年 月 日付けで申請のありました計画相談支援給付費の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

受給者証番号											
申請者氏名		申請に係る児童氏名									
支給・不支給の別											
支給	支給期間										
	モニタリング期間										
不支給	理由										

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第15号様式

自立支援医療費支給認定申請書(新規・再認定・変更)(育成医療用)									
受診者	フリガナ					年齢	歳	生年月日	
	氏名								
	住所					電話番号			
	個人番号								
受診者が18歳未満の場合	フリガナ					受診者との関係			
	保護者氏名								
	保護者住所					電話番号※			
	保護者個人番号								
負担額に関する事項	受診者の被保険者記号及び番号			保険者名					
	受診者と同一保険の加入者								
	受診者と同一保険の加入者の個人番号								
	該当する所得区分					高額治療継続			
身体障害者手帳番号			精神障害者保健福祉手帳番号						
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む。)	医療機関名				所在地・電話番号				
受給者番号						特定疾病療養受療証	有・無		
年 月 日									
(宛先)名古屋市長									
上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。									
氏 名									

注1 変更の場合は、受診者欄及び変更のある事項のみ記入してください。
2 ※印の欄は、受診者本人と異なる場合に記入してください。
3 受給者番号欄は、再認定又は変更の場合のみ記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第16号様式

自立支援医療費支給認定申請書(新規・再認定・変更)(更生医療用)									
年 月 日									
(宛先)名古屋市 区長									
下記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。 なお、必要な場合は、名古屋市において市民税等に関する課税資料(必要に応じ世帯分を含む。)及び生活保護受給状況について確認されることに同意します。									
記									
障害者	フリガナ					年齢	歳	生年月日	
	申請者氏名								
	住所					電話番号			
	個人番号								
負担額に関する事項	申請者の被保険者記号及び番号			保険者名					
	申請者と同一保険の加入者								
	申請者と同一保険の加入者の個人番号								
	該当する所得区分					高額治療継続			
身体障害者手帳番号									
障害名									
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む。)		医療機関名				所在地・電話番号			
受給者番号						特定疾病療養受療証		有・無	

注1 変更の場合は、障害者欄及び変更のある事項のみ記入してください。

2 受給者番号欄は、再認定又は変更の場合のみ記入してください。

備考1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を必要とする状態にある者が申請する場合の申請書の様式は、この様式を準用する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第17号様式

自立支援医療費支給認定申請書(新規・再認定・変更)(精神通院医療用)									
受診者	フリガナ				年齢	歳	生年月日		
	氏 名								
	住 所					電話番号			
	個人番号								
受診者が18歳未満の場合	フリガナ					受診者との関係			
	保護者氏名								
	保護者住所					電話番号 ※			
	保護者個人番号								
負担額に関する事項	受診者の被保険者記号及び番号			保険者名					
	受診者と同一保険の加入者								
	受診者と同一保険の加入者の個人番号								
	該当する所得区分					高額治療継続			
精神障害者保健福祉手帳番号				精神障害者保健福祉手帳の有効期限					
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む。)	医療機関名				所在地・電話番号				
治療方針の変更	有・無			前年度(1年目)の申請に係る診断書の添付	有・無				
現に交付されている受給者証の有効期限				希望する受給者証の有効期限					
受給者番号									
年 月 日 (宛先)名古屋市長 上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。 なお、必要な場合は、名古屋市において市民税等に関する課税資料(必要に応じ世帯分を含む。)及び生活保護受給状況について確認されることに同意します。 ☐ 精神障害者保健福祉手帳の有効期限と同一の期限とするため、現に交付されている受給者証の有効期間を短縮することを希望します。 氏 名									

注1 現に交付されている受給者証の有効期間を短縮することを希望する場合は、□の中に

レ印をつけてください。

- 2 変更の場合は、受診者欄及び変更のある事項のみ記入してください。
 - 3 ※印の欄は、受診者本人と異なる場合に記入してください。
 - 4 治療方針の変更欄は、診断書を添付しない場合(手帳を所持している者が自立支援医療費の支給認定の新規の申請を行う場合を除く。)に記入してください。
 - 5 前年度(1年目)の申請に係る診断書の添付欄は、再認定の場合に記入してください。
 - 6 受給者番号欄は、再認定又は変更の場合のみ記入してください。
- 備考1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を必要とする状態にある者が申請する場合の申請書の様式は、この様式を準用する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第18号様式

自立支援医療受給者証(育成医療用)									
公費負担者番号									
自立支援医療費受給者番号									
受診者	フリガナ							生年月日	
	氏名								
	住所								
	被保険者記号及び番号						保険者名		
	高額治療継続								
保護者(受診者が18歳未満の場合記入)	フリガナ							続柄	
	氏名								
	住所								
公費負担の対象となる障害									
医療の具体的方針									
特定疾病療養受療証									
指定医療機関名	病院・診療所						所在地・電話番号		
	薬局						所在地・電話番号		
	訪問看護事業者						所在地・電話番号		
自己負担上限額		月額 円							
有効期間									
上記のとおり認定します。 年 月 日 名古屋市長 印									

注 人工透析を受ける方については、この受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口に提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(一)												(二)												(三)											
自立支援医療受給者証(更生医療用)												指定医療機関名 (変更する場合は事前に申請してください。)												自立支援医療受給者証 (対象となる障害名及び医療の具体的方針)											
公 費 負 担 者 番 号												開 始				・		・		公 費 負 担 の 対 象 と な る 障 害															
自立支援医療費受給者番号												名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)								医 療 の 具 体 的 方 針															
受 診 者				フリガナ								所在地				電話番号																			
				氏 名								廃 止				・												・							
				住 所								開 始				・												・							
生年月日								高額治療継続				該当・非該当				名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)								特 定 疾 病 療 養 受 給 証				有 ・ 無							
被保険者記号及び番号								保 険 者 名								所在地				電話番号															
自己負担上限額				月額				円				廃 止				・				・															
有効期間				年 月 日から 年 月 日				開 始				・				・																			
上記のとおり認定します。 年 月 日												所在地												電話番号											
名古屋市長 印												廃 止												・				・							

備考 用紙の大きさは、縦12.8センチメートル、横29.7センチメートルとする。

(裏)

(四) 《注意事項》 1 「指定医療機関名」欄に記載された医療機関以外では、使用できません。 ※ 医療機関(病院・診療所・薬局・訪問看護事業者)を変更する場合は、事前に申請が必要です。 2 氏名・住所・保険者名など、この受給者証に記載されている事項に、変更があった場合は、早急に届出をしてください。 ※ 名古屋市内で住所が変わったときは、身体障害者手帳の住所変更と同時に転居先の社会福祉事務所へ届出をしてください。 3 市民税の課税状況が変わったことにより、ひと月の自己負担上限額が変わるときは事実発生の日にかかわらず、届出をした日が属する月の翌月から、自己負担上限額が改定されます。 4 受給者証に記載されている有効期間を超えて継続的に医療を受けることが必要な方は、再認定申請が必要です。再認定は、有効期間終了の3月前から申請できます。 ※ 有効期間経過後は、再認定申請はできません。すべて新規申請となります。 (人工透析療法の方は、審査に期間を要するため、3月前から前々月の10日までに申請してください。) 届出先 お住まいの区社会福祉事務所	(五) 5 受給者証に記載されている医療の具体的方針の内容が変わるときは、事前に申請が必要です。 6 4又は5の申請を行うときは、自立支援医療(更生医療)要否判定意見書を添付してください。自立支援医療(更生医療)要否判定意見書は、受給者証に記載されている医療機関(病院)から交付を受けてください。 ※ 再認定や医療内容の変更は、医学的判定を行うため、新しい受給者証の交付までに日にちがかります。 ※ 自立支援医療(更生医療)要否判定意見書については、再認定申請時は無償で交付することとされています。 7 名古屋市内へ住所が変わったときは、転出先の市町村へ受給者証と自己負担上限額管理票を提出してください。 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、失ったこの証を発見したときは、速やかに社会福祉事務所に返してください。 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証をお住まいの区社会福祉事務所へ返してください。	(六) <table><tr><td colspan="3">指定医療機関名 (変更する場合は事前に申請してください。)</td></tr><tr><td>開 始</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td colspan="3">名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)</td></tr><tr><td colspan="2">所在地</td><td>電話番号</td></tr><tr><td>廃 止</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>開 始</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td colspan="3">名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)</td></tr><tr><td colspan="2">所在地</td><td>電話番号</td></tr><tr><td>廃 止</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>開 始</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td colspan="3">名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)</td></tr><tr><td colspan="2">所在地</td><td>電話番号</td></tr><tr><td>廃 止</td><td>・</td><td>・</td></tr></table>	指定医療機関名 (変更する場合は事前に申請してください。)			開 始	・	・	名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)			所在地		電話番号	廃 止	・	・	開 始	・	・	名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)			所在地		電話番号	廃 止	・	・	開 始	・	・	名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)			所在地		電話番号	廃 止	・	・
指定医療機関名 (変更する場合は事前に申請してください。)																																									
開 始	・	・																																							
名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)																																									
所在地		電話番号																																							
廃 止	・	・																																							
開 始	・	・																																							
名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)																																									
所在地		電話番号																																							
廃 止	・	・																																							
開 始	・	・																																							
名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)																																									
所在地		電話番号																																							
廃 止	・	・																																							

(表)

(二)			(三)			(一)													
支給要件の 確認方法				指定医療機関名 (変更する場合は事前に申請してください。)			自立支援医療受給者証(精神通院医療用)												
				開始	・	・	公費負担者番号												
再認定申請 時における 診断書の添付		必要		名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)			自立支援医療費受給者番号												
		不要					所在地			電話番号			フリガナ						
		(ただし、治療方針に変更がある場合は、診断書の添付が必要です。また、有効期間が終了している場合は新規申請となり、診断書が必要です。)								氏名									
										住所									
				所在地			電話番号			生年月日			高額治療 継続		該当・非該当				
				開始			・			・			被保険者記号 及び番号			保険 者名			
				名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)						保護者 (受診者が 18歳未満の 場合記入)			フリガナ		続柄				
				所在地			電話番号			氏名									
				所在地			電話番号			住所									
				廃止			・			・			自己負担上限額			月額 円			
				開始			・			・			有効期間			年 月 日から 年 月 日			
				名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)						上記のとおり認定します。 年 月 日									
				所在地			電話番号			名古屋市長 印									
				廃止			・												

備考 用紙の大きさは、縦12.7センチメートル、横29.7センチメートルとする。

(裏)

(四)			(五)	(六)
指定医療機関名 (変更する場合は事前に申請してください。)			〔注意事項〕 1 自立支援医療を受ける場合は、この受給者証を医療機関(病院・診療所、薬局、訪問看護事業者)に提出してください。自己負担上限額が設定されている方は、自己負担上限額管理票も提出してください。 2 記載された医療機関(病院・診療所、薬局、訪問看護事業者)以外では使用できません。 3 医療機関(病院・診療所、薬局、訪問看護事業者)を変更する場合は、事前に申請が必要です。 4 市民税課税状況に変更があった場合は、所得区分を変更するための申請を行うことができます。変更後の自己負担上限額は、申請をした月の翌月から適用されます。 5 再認定(継続)申請は、有効期間終了の3月前から行うことができます。判定に時間がかかりますので、1月前までに申請してください。有効期間が終了している場合は新規申請となり、遡って適用を受けることはできません。 6 再認定申請時の診断書の添付の要・不要については、(二)面に記載されています。必ず確認してください。 7 氏名、住所、保険に変更があった場合は、速やかに届け出てください。市内で他の区に転居された場合は、転入先の区で届け出てください。	8 この受給者証を紛失した場合は、速やかに届け出てください。 9 市外に転居される場合は、この受給者証、自己負担上限額管理票(自己負担上限額の設定がある方のみ)その他提出が必要な書類について転入先の市町村に確認のうえ、転入手続を行ってください。名古屋市の届出は不要です。 10 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を返納してください。
開始	・ ・	届出先 お住まいの区の社会福祉事務所		
名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)				
所在地	電話番号			
廃止	・ ・			
開始	・ ・			
名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)				
所在地	電話番号			
廃止	・ ・			
開始	・ ・			
名称(病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)				
所在地	電話番号			
廃止	・ ・			
(予備欄)				

第21号様式

自立支援医療費却下決定通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 

年 月 日付で申請のありました自立支援医療費の支給については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 市長が通知する場合の通知書の様式は、この様式を準用する。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第21号様式の2
(表)

補装具費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市 区長

次のとおり申請します。
なお、必要な場合は、名古屋市において市民税等に関する課税資料(必要に応じ世帯分を含む。)及び生活保護受給状況について確認されることに同意します。

申請者	住所			
	フリガナ			
	氏名			
	個人番号			
	生年月日		電話番号	
補装具費支給申請に係る児童	フリガナ		生年月日	
	氏名		続柄	
	個人番号			
身体障害者手帳番号				
障害名			障害等級	
疾病名				
購入する補装具				
借受けする補装具				
修理を受ける補装具及び修理部位				
希望する補装具業者名				

(裏)

次のとおり利用者負担額の減免を申請します。

申請する減免の種類	☐ 1 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します(当てはまるものに○をつけてください。いずれにも当てはまらない場合は空欄としてください。) (1) 生活保護受給世帯 (2) 市民税非課税世帯に属する者
	☐ 2 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置)を申請します。

注 1 「疾病名」欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病に該当する場合に記入してください。

2 該当する□の中にレ印をつけてください。

3 いずれも事実関係を確認できる書類を添えてください。

4 18歳以上の障害者の世帯範囲は、障害者及びその者と同一の世帯に属する配偶者です。

備考1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を必要とする状態にある者が申請する場合の申請書の様式は、この様式を準用する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第21号様式の3

補装具費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 印

年 月 日付けで申請のありました補装具費の支給及び利用者負担額減額・免除等について、次のとおり決定しましたので通知します。

支 給 番 号		決 定 年 月 日	
対 象 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	電話番号	
購 入 す る 補 装 具		修理を受ける 補装具及び修 理部位	
借 受 け す る 補 装 具		借 受 け 期 間	年 月 日～ 年 月 日
補 装 具 業 者 名			
基 準 額	見 積 額	利 用 者 負 担 額	公 費 負 担 額
円	円	定率負担分(合計額) 円	(合計額)
負 担 上 限 月 額		(素材等選択による基準額 超過分) 円	円
(借受けの場合) 月額		初月	円
		中間月	円
		最終月	円

備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第21号様式の4

補装具費支給券

支 給 番 号				決 定 年 月 日			
対 象 者	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生 年 月 日						
保 護 者 氏 名				続 柄			
購 入 する 補 装 具				修理を受ける 補装具及び修 理部位			
借 受 け する 補 装 具				借 受 け 期 間		年 月 日～ 年 月 日	
補 装 具 業 者 名							
基 準 額		見 積 額		利 用 者 負 担 額		公 費 負 担 額	
円		円		定率負担分 円			
負 担 上 限 月 額				(素材等選択による基準額 超過分)			
円		円		円			
上記のとおり決定しました。 年 月 日 名古屋市 区長 印							
判定 検査	判 定 年 月 日			判 定 員 職 氏 名			
受領	受 領 年 月 日			受 領 者 氏 名		対 象 者 との関係	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

補装具費支給券

支 給 番 号		決 定 年 月 日	
対 象 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日		
保 護 者 氏 名		続 柄	
購 入 す る 補 装 具		修 理 を 受 け る 補 装 具 及 び 修 理 部 位	
借 受 け す る 補 装 具		借 受 け 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
補 装 具 業 者 名			
基 準 額	見 積 額	利 用 者 負 担 額	公 費 負 担 額
円	円	定率負担分 円	
負 担 上 限 月 額		(素材等選択による基準額 超過分)	
円	円	円	
上記のとおり決定しました。 年 月 日 名古屋市 区長 印			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

補装具費支給券

支 給 番 号				決 定 年 月 日			
対 象 者	住	所					
	フリガナ						
	氏	名					
	生	年 月 日					
保 護 者 氏 名				続 柄			
購 入 す る 補 装 具				修 理 を 受 け る 補 装 具 及 び 修 理 部 位			
借 受 け す る 補 装 具				借 受 け 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	
補 装 具 業 者 名							
基 準 額		見 積 額		利 用 者 負 担 額		公 費 負 担 額	
円		円		定率負担分 円			
負 担 上 限 月 額				(素材等選択による基準額 超過分)			
円				円			
上記のとおり決定しました。 年 月 日 名古屋市 区長 印							
返却 確認	返 却 日	年 月 日	業 者 名				
			申 請 者 氏 名			対 象 者 と の 関 係	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第21号様式の5

補装具費却下決定通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 

年 月 日付で申請のありました補装具費の支給及び利用者負担額減額・免除等については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第21号様式の6
政令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市 区長

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

フリガナ 申請者氏名					制 度	受給者証番号又は 被保険者証番号											
個人番号																	
生年月日																	
居住地	電話番号																
支給申請に係る児童氏名					生年月日												
					続 柄												
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額										申請に係るサービス利用月							
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額																	
同一世帯に属する他の 支給決定障害者等	氏 名	個人番号	生年月日	制 度	受給者証番号又は 被保険者証番号												

- 注1 支払額を証する領収書を添えてください。
- 2 18歳以上(施設入所者(障害者支援施設に入所している者をいいます。))の場合にあつては、20歳以上)の障害者の世帯範囲は、障害者及びその者と同一の世帯に属する配偶者です。
- 3 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第21号様式の6の2

政令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給
付費支給申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市 区長

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

フリガナ		制 度	受給者証番号又は 被保険者証番号									
申請者氏名												
個人番号												
生 年 月 日												
居 住 地	電話番号											
サービス利用月の障害福祉 相当介護保険サービス費用 の支払額			申請に係 るサービ ス利用月									
65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給の有無					有・無							

注 支払額を証する領収書を添えてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第21号様式の7

高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 印

年 月 日付で申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

申 請 者 氏 名			
申 請 に 係 る 児 童 氏 名			
受 付 年 月 日		決 定 年 月 日	
本 人 支 払 額		申 請 に 係 る サ ー ビ ス 利 用 月	
支 給 ・ 不 支 給 の 別		支 給 金 額	円
不 支 給 の 理 由			

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第22号様式

自立支援給付過料決定通知書

受給者証番号	
年 月 日 様 名古屋市 区長  次のとおり決定しましたので通知します。 なお、この過料は、別添の納入通知書により、その指定期限までに納付してください。	
決定の要旨	
適用条項	名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第 条
過料を科する事由	

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第1号様式

(令6規則103・令7規則102・令8規則100・一部改正)

第2号様式

(令2規則24・令6規則103・一部改正)

第2号様式の2

(令2規則24・令6規則103・一部改正)

第3号様式

(令2規則123・令8規則70・一部改正)

第4号様式

第5号様式

第6号様式

第6号様式の2

(令6規則103・一部改正)

第7号様式

第8号様式

第9号様式

第10号様式

第11号様式

第12号様式

(令7規則68・一部改正)

第12号様式の2

(令2規則24・一部改正)

第12号様式の3

(令2規則24・令2規則123・一部改正)

第13号様式

第14号様式

第15号様式

(令2規則94・令3規則48・令6規則103・一部改正)

第16号様式

(令2規則94・令3規則48・令6規則103・一部改正)

第17号様式

(令 2 規則94・令 3 規則48・令 6 規則103・一部改正)

第18号様式

(令 2 規則94・令 6 規則103・一部改正)

第19号様式

(令 2 規則94・令 6 規則103・一部改正)

第20号様式

(令 2 規則24・令 2 規則94・令 6 規則103・一部改正)

第21号様式

第21号様式の 2

第21号様式の 3

第21号様式の 4

(令 3 規則48・一部改正)

第21号様式の 4 の 2

第21号様式の 4 の 3

(令 3 規則48・一部改正)

第21号様式の 5

第21号様式の 6

(令 8 規則70・一部改正)

第21号様式の 6 の 2

(令 8 規則70・一部改正)

第21号様式の 7

第22号様式